

使用者の遵守事項

- 1 喫煙は所定の場所で行い、その吸い殻は利用者で処理すること。
(必ず携帯灰皿を持参のこと。灰皿の設置はありません。)
- 2 利用者は、使用目的以外に使用しないこと。
- 3 使用許可された場所以外に立ち入らぬこと。
- 4 許可された使用時間を厳守すること。
- 5 施設等を破損したときは、速やかにその損害を賠償するか原形に復すること。
- 6 他人に危険を及ぼし、又は近隣住民に迷惑のかかる行為をしないこと。
- 7 車両は、許可された場所以外に駐車しないこと。
- 8 入退場門における入出庫は、右折を禁止する。必ず左折にて入庫、出庫を行うこと。
- 9 使用終了後は、施設用具の点検及び確認をすること。
- 10 使用責任者は、使用終了時において後片づけ・清掃を行うこと。
- 11 使用に際して持参した物品は、その一切を持ち帰ること。
- 12 使用許可印のないものは無効とする。
- 13 同伴の子供には、十分注意すること。
- 14 使用時における傷害や疾病については、当該使用者（団体）の責任において対処すること。
- 15 使用当日は、必ず許可書を持参し守衛室に提示すること。許可書原本の持参が困難な時は、コピー、FAXなど確認できるものを必ず用意すること。
- 16 使用を取りやめるときは、必ず所定の手続きを行うこと。
- 17 使用者遵守事項に違反した場合は、使用の中止又は以後の使用を許可しないことがある。